



2018年9月19日

各位

会社名 三井不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 菰田 正信
(コード番号 8801 東証第1部)
問合せ先 広報部長 藤岡 千春
(TEL. 03-3246-3155)

三井ホーム株式会社株式（証券コード 1868）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

三井不動産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2018年8月3日開催の取締役会において、三井ホーム株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、コード番号 1868、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2018年8月6日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2018年9月18日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

三井不動産株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(2) 対象者の名称

三井ホーム株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
28,936,776 株	6,847,000 株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,847,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の最大数は、買付予定数に記載しているとおりであり、この数は、対象者が2018年7月30日に公表した「2019年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本四半期決算短信」といいます。）に記載された2018年6月30日現在の対象者の発行済株式数（66,355,000株）から、2018年8月3日現在公開買付者が所有する株式数（37,334,919株）及び本四半期決算短信に記載された2018年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（83,305株）を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後

の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2018年8月6日(月曜日)から2018年9月18日(火曜日)まで(31営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金980円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(25,513,021株)が買付予定数の下限(6,847,000株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2018年9月19日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	25,513,021株	25,513,021株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	25,513,021株	25,513,021株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	37,334 個	(買付け等前における株券等所有割合 56.34%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	790 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.19%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	62,847 個	(買付け等後における株券等所有割合 94.83%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	66,080 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2018年8月13日に提出した第45期第1四半期報告書に記載された2018年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期決算短信に記載された2018年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（66,355,000株）から、本四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（83,305株）を控除した株式数（66,271,695株）に係る議決権の数（66,271個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
2018年9月26日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2018年8月3日に公表した「三井ホーム株式会社株式（証券コード1868）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者の普通株式の全部を売り渡すことを請求することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、かかる手続が実行された場合、東証証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

三井不動産株式会社

（東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上